京都帝國大學法科大學

經濟論叢

第一卷　第三號

論説

●染料藥品生産奬勵制度　法學博士　戸田海市

●經濟學認識論ノ若干問題（一）　ドクトル 商學士　左右田喜一郎

●營業利益課税新案　法學博士　神戸正雄

●貧富問題（二）　法學博士　田島錦治

雜録

●官業整理ト財政　法學博士　小川郷太郎

●南洋新占領地研究ノ一 やつぷ島研究　助教授　山本美越乃

●享保年間ノ米價調節（一）　法學士　本庄榮治郎

●收益遞減ノ法則ノ擴張　法學博士　河上肇

雜報

●獨逸ノ戰時經濟組織　法學博士　神戸正雄

●獨逸經濟ノ軍國主義化　法學博士　小川郷太郎

●佛蘭西ノ農産擔保貸付法　助教授　河田嗣郎

●近時米國ニ於ケル婦人ノ職業ノ變遷　法學博士　河上肇

●獨身者ノ組合運動　法學博士　神戸正雄

●收穫ノ増減ト價格ノ變動　講師　高田保馬

●すまーと教授逝ク　法學博士　河上肇

佛蘭西ノ農産擔保貸付法

助教授　河田嗣郎

農業金融ノ便ノ不十分ナルコトハ方今我國ニ於ケル農民困憊ノ一原因ヲ爲スモノタルヤ一般ニ認メラレタル所デアル。之ガ救濟ノ爲ニハ農業特殊銀行信用組合米劵倉庫其他ニ關スル種々ノ施設ノ或ハ行ハレ或ハ講究劃策セラレツツアルノデアルガ、予輩ハ此ノ問題ニ關シテハ佛蘭西ニ於ケル農産物ヲ擔保ニスル貸付法ガ頗ル研究ニ値スルモノアルヲ思フ者デアル。其ノ詳細ニ就テハ目下折角講究中デアルカラ、何レ不日意見ヲ公ニシテ見タイト思フガ、差當リ茲ニ右擔保貸付法ノ法文ノ大意ヲ紹介シテ置クコトトスル。

佛蘭西ノ農産擔保貸付法ハ一八九八年七月十八日發布セラレ、後一九〇六年四月三十日大ニ改訂ヲ加ヘラレタ。左掲ハ即チ此ノ後者ニ依ルモノデアル。

一、本法ニ依レバ總テ農企業者ハ其ノ經營ニ係ル農業的若クハ工業的生産物ヲ擔保トシテ貸付ヲ受クルコトガ出來ルノデアル。但シ其ノ使用ノ目的上不動産ナルモノハ之ヲ除キ、海獸及ビ家畜ハ却テ之ヲ擔保ニ供スルコトガ出來ル。

擔保物件ハ建物内若クハ生産ノ地上ニ貯藏サレタルト、當事者ノ合意ニ依リ、生産者（即チ借主）ガ組合員タル産業組合若クハ第三者ニ依リ保管サレタルトヲ問ハナイ。

貸付ハ定款ニ違背セザル限リ産業組合モ亦其ノ所有ニ屬スル生産物ニ對シ之ヲ受クルコトガ出來ル。

擔保物件ハ債務ノ辨濟セラルル迄貸主ニ質入セラレタルモノトナル。

借主及ビ擔保物件ノ保管ヲ爲ス人ハ物件ノ保管ニ關シテ責任ヲ負フモノトセラレテアル。

一、農企業者ガ其ノ經營地ノ所有者若クハ用益權者ナラザル場合ニハ、擔保貸付ヲ受クルニ先立チ、其ノ土地ノ所有者ニ對シ、擔保ニ供セントスル物件ノ種類數量及ビ價格、並ビニ貸付ヲ受クル金額ヲ通知シナクテハナラヌ。

此ノ通知ハ擔保物件ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ經テシナクテハナラヌ。借主ガ産業組合ナル場合ニハ管轄ハ當該組合ノ所在地ニヨルトセラレテアル。

土地所有者若クハ用益權者ニシテ右擔保貸付ニ對シ異議アル場合ニハ、通知受領後八日間内ニ書留郵便ヲ以テ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトガ出來ル。

貸主ニ於テ之ヲ承諾スルナラバ物件ガ借主ニ依リ建物内若クハ生産地上ニ貯藏サレタル場合ニ限リ、右所有者若クハ用益權者ニ對スル通知ヲ省クコトガ出來ル。但シ此場合ニハ貸借證劵上ニ此旨ヲ明記スルヲ必要トシ、且ツ小作權者トシテ所有者若クハ用益權者ガ持テ居ル優先權ハ法定ノ範圍内ニ於テ依然存續サルルノデアル。

小作權者ハ證劵上ニ署名スルコトニ依ツテ證劵面金額ヲ限リ其ノ優先權ヲ抛棄スルコトガ出來ル。

一、裁判所ハ擔保貸借ノ成立擔保物件ノ種類數量價格貸借金額等ニ關シテハ特別ノ帳簿ヲ設ケテ之ヲ登記シ、其他一定ノ形式上ノ手續ヲスルコトガ必要トセラレテアル。農業貸付ハ此ノ形式的手續ナシニモ當事者間ニ之ヲ爲スコトガ出來ルコトニハナツテ居ルガ、之ヲ以テ第三者ニ對抗セムガ爲メニハヤハリ此ノ形式上ノ手續ヲ爲スヲ必要トスル。

一、擔保貸付契約ハ擔保物件ガ保險ニ附セラレテアルヤ否ヤヲ明カニスルヲ要スルノデアツテ、保險ニ附セラレテアル場合ニハ貸主ハ貸付金ノ辨濟セラルル迄ハ其保險ヲ繼續セシムルコトガ出來、又保險事故ノ生ジタル場合ニハ保險金ニ對シテ恰モ擔保物件ニ對スルト同樣ナル優

先請求權ヲ有スルノデアル。

一、貸付債務ノ辨濟サレタル場合ニハ登記ハ抹消セラルルヤ勿論デアツテ、借主ハ其ノ辨濟ニ對シテ裁判所ノ確認ヲ得、又之ヲ登記ニ記入シテ貰フノデアル。又登記ハ更新ノ行ハレザル限リ、登記後五ケ年ニシテ法規上抹消セラルルノデアル。此ノ抹消後再登記ヲ得タル場合ニハ第三者ニ對シテハ再登記ノ日附以後初メテ對抗ガ出來ルモノトセラレテアル。

一、借主ハ貸付債務辨濟以前ト雖トモ又貸主ノ承認ナクトモ尙ホ自由ニ擔保物件ヲ賣却スルコトガ出來ル。但シ其ノ引渡ハ債務ノ完全ニ辨濟サレタル後ニアラザレバ之ヲ行フコトガ出來ヌ。

借主ハ辨濟期ニ先チ貸付債務ノ辨濟ヲ爲スコトガ出來ル。此ノ場合ニ若シ貸主ガ其ノ受領ヲ拒ムニ於テハ借主ハ辨濟金額ヲ 1259 C. Civ.ノ規定ニ依リ供託スルコトニ依ツテ辨濟ノ目的ヲ達スルコトガ出來ル。

辨濟期以前ノ辨濟ニ對シテハ借主ハ辨濟當日ヨリ辨濟期日ニ至ル迄ノ(十日間ヲ控除シテ)利子ヲ得ルモノトセラレテアル。

一、擔保貸付證劵ハ裏書ニ依ツテ轉々流通スル樣ニナツテ居ル。裏書ハ日附ト署名ニ依テ之ヲ行フモノデアル。貸借兩當事者ハ姓名ト職業ト住所トヲ記載スルコトニナツテ居ル。

總テノ署名者及ビ裏書人ハ證劵ノ所持人ニ對シ連帶責任ヲ負フ。證劵ヲ割引シ再割引シタル者ハ八日以內ニ其旨ヲ裁判所ニ通知ス可シトセラレテアル。

借主ハ割引人若クハ再割引人ニ對シ此ノ通知義務ヲ免除ス可キ旨ヲ證劵上ニ特記スルコトガ出來ル。此ノ場合ニハ借主ハ辨濟期ニ先チ辨濟ヲ爲スノ權利ヲ抛棄シタモノト看做サルルコトニナルノデアル。

一、證劵所持人ハ其ノ債權ガ辨濟期ニ達シタルトキハ借主ニ辨濟ヲ要求シナクテハナラヌ。辨濟不履行ノ場合ニハ書留郵便ヲ以テ督促狀ヲ發ス可キモノトセラレテアル。

督促狀發送後八日間內ニ辨濟ノ行ハレザルニ

於テハ所持人ハ裏書人ニ對スル權利ヲ喪失セザラムガ爲メニ辨濟期日到達後遲クトモ十四日以內ニ於テ辨濟不履行ノ旨ヲ裁判所ヲシテ各裏書人ニ通知セシムル手續ヲシナクテハナラヌ。裁判所ハ又八日以內ニ此ノ通知ヲ書留郵便ニテ各裏書人ニ發送スルモノトナツテ居ル。

辨濟ガ終ニ行ハレザル場合ニハ、證券所持人ハ借主ニ對シ書留督促狀ヲ發シテヨリ十四日以後ニ於テ其ノ擔保物件ヲ公ノ競賣ニ附スルコトガ出來ル。競賣ハ裁判所ニ依リ其ノ場所期日時間等ヲ定メラレ、之ヲ行フニ先チ少クトモ八日以前ニ於テ種々ノ方法ニ依テ之ガ廣告ヲ行フ可キモノトセラレテアル。

競賣吏ハ書留郵便ニ依リ借主及ビ各裏書人ニ對シテ競賣ノ場所期日間等ヲ通知スル。

公賣ニ關シテハ 622, 623, 624, 635 C. Pr. Civ. ガ適用サルルノデアル。

一、證券所持人ハ競賣代金中ヨリ、小作權者ヲ除ク他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルコトガ出來ル。辨濟金額中ヨリハ直接賦課金ト競賣ノ費用トノ控除サルルノミデアル。

一、證券所持人ガ競賣ヲ行ヒタル場合ニハ借主及ビ裏書人ニ對スル賠償請求ハ、先ヅ競賣代金ニ對シ其ノ權利ヲ行ヒタル上ニアラザレバ之ヲ爲スコトガ出來ヌ。若シ競賣代金ガ辨濟ニ不足スル場合ニハ證券所持人ハ競賣後一ケ月以內ニ於テ裏書人及ビ借主ニ對シ賠償請求ヲ爲ス可キモノトセラレテアル。

一、借主ガ虛僞ノ通告ヲ爲ストカ既ニ擔保ニ供サレタル物件ヲ再ビ擔保ニ供スルトカ擔保物件ヲ持去ルトカ攪亂スルトカ故意ニ毀傷スルトカシタ場合ニハ 405, 406, 408 C. Pén. ニ依リ處罰サルル事トナツテ居ル。

一、貸付登記其他通知書類ノ送達等ハ總テ無手數料トナツテ居ル。貸付證券ハ普通ノ商業證券ト同ジク一〇〇ニ付キ〇・五〇ノ印紙稅ヲ納ム可キモノトナツテ居ル。但シ競賣ノ場合ニハ登記料一〇〇ニ付〇・五〇ト賣上代金一〇〇ニ付〇・一〇ノ手數料トヲ徵收セラルルモノト定メラレテアル。